

給付年金コーナー

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。

給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。なお、次の支給要件に該当しない場合は支給されません。

老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金

■以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ①65歳以上で、老齢基礎年金を受けている
- ②請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,900円以下である

障害年金生活者支援給付金

■以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ①障害基礎年金を受けている
- ②前年の所得額が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円」以下である

遺族年金生活者支援給付金

■以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ①遺族基礎年金を受けている
 - ②前年の所得額が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円」以下である
- ご不明な点がございましたら、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

問合せ ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165 秩父年金事務所 ☎27・6560

埼玉県最低賃金の改正のお知らせ

埼玉県の最低賃金は、賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パートや学生アルバイトを含め、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。使用者も、労働者も、賃金額が1時間当たり最低賃金額以上かどうか必ず確認しましょう。（※一部の産業には、特定（産業別）最低賃金も適用されます）

詳しくは、埼玉労働局労働基準部賃金室
☎048・600・6205
又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

最低賃金	時間額	改正発行日
埼玉県	956円	令和3年10月1日
特定（産業別）最低賃金	時間額	改正発行日
輸送用機械器具製造業	966円	令和2年12月1日
光学器械器具等製造業	963円	令和2年12月1日
自動車小売業	962円	令和2年12月1日
非鉄金属製造業	956円	令和3年10月1日
電子部品等製造業	956円	令和3年10月1日

※特定（産業別）最低賃金は、令和3年度内に時間額の改定が予定されています。

「税を考える週間」11月11日（木）～11月17日（水）は「税を考える週間」です。

税に関心を持つ！ 考えると見える生活がある。

国税庁では、「くらしを支える税」をテーマとして、税の役割や適正・公平な課税と徴収の実現に向けた国税庁・国税局・税務署の取組について紹介し、国民の皆様にも国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。

租税の意義や役割について、あらためて考えてみませんか。詳しくは、国税庁HPまたは秩父税務署へ。

問合せ 秩父税務署 ☎22・4433（自動音声案内2番）

11月の納期

- 国民健康保険税普通徴収（第5期分）
- 後期高齢者医療保険料普通徴収（第5期分）
- 介護保険料普通徴収（第5期分）

納期限は11月30日（火）です。口座振替の場合は11月26日（金）が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

町民税 税務会計課課税担当 内線115
国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123
介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線128